

公共事業の評価について
(意見具申)

令和5年12月

堺市公共事業評価監視委員会

1. はじめに

本委員会の目的は、堺市が実施する国庫補助事業及び交付金事業の再評価、再々評価及び事後評価の対応方針（原案）に関して審議を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程において透明性の一層の向上を図ることである。これらの目的に資するため、評価基準には「国土交通省の実施要領」に『堺市独自の視点』を加えている。審議は市当局からの事業内容や事業の効果に関する説明をもとに、各委員の専門的立場を踏まえて審議し、委員会の意見を総合的見地から取りまとめるという方法で行った。また審議内容については、意見具申と同時にその議事要旨と審議資料を公表し、本委員会として何を議論したのかを市民へ公開するよう努めるものとした。

市においては、本委員会の意見を踏まえ、総合的な判断を行い対応方針が決定されるとともに、評価システムの充実に向けてさらに積極的な取組みを進められるよう望むものである。

2. 審議の対象とした事業の範囲と評価の基準

今回、審議の対象となったのは、再評価実施後 5 年が経過した時点で継続中の「南海高野線連続立体交差事業」、および事業採択後 5 年が経過した時点で継続中の「大和川圏域総合流域防災事業（準用河川改修事業）（百舌鳥川）」の 2 件であった。

再評価にあたっては、次の視点から事業の必要性等を精査した。

- ・「事業の進捗状況」
- ・「事業長期化の要因」
- ・「事業完了の見込み」
- ・「事業効果の確認」
- ・「費用対効果分析結果について」

3. 審議結果

再評価対象事業

【南海高野線連続立体交差事業】

本事業については、以下の審議の結果、事業継続の必要性が認められるため、「事業継続は妥当」と判断する。

本事業は、鉄道の高架化によって、10箇所の踏切を除却することによる安全で円滑な都市交通の確保、歩行者、自転車の安全な通行環境の確保、災害時における安全かつ迅速な避難等に貢献することを確認した。また、堺東駅周辺の各施策と連携することで、交通結節機能・駅へのアクセス性向上、滞留空間や憩いの空間の確保、賑わいの創出などにもつながり、多様な目的の人が集い交流し、市の顔となる市街地の形成に寄与することを確認した。

なお、事業の審議を通じて、次の意見が出された。

- ・『今後、堺東駅周辺地域をどのように変えていくのか、どのようにすればより効果が高まるのかなども考えながら事業を進めてもらいたい。』
- ・『事業による日照や騒音、振動、電波障害への影響などを事業実施段階でも適宜確認し、必要に応じて計画を見直すことも考えながら事業を進めてもらいたい。』

再評価対象事業

【大和川圏域総合流域防災事業（準用河川改修事業）（百舌鳥川）】

本事業については、以下の審議の結果、事業継続の必要性が認められるため、「事業継続は妥当」と判断する。

本事業は、河道改修を行うことで、時間雨量50ミリ程度の降雨による洪水を安全に流下させる効果が見込めることが確認した。

また、本事業における費用便益分析の結果B/Cは14.8であり、事業を継続することによる事業効果が期待できることを確認した。

なお、事業の審議を通じて、次の意見が出された。

- ・『事業効果が期待できることは明白であるので、事業の進捗を図ってもらいたい。』

4. 結び

公共事業の評価にあたっては、事業の必要性や重要性などを具体的でわかりやすく表現し、市民に対して事業説明を行っていくことを期待して意見具申の結びにかえる。

(添付資料)

- 第8回堺市公共事業評価監視委員会議事要旨
- 審議対象事業説明資料
- 堺市公共事業評価監視委員会規則
- 堺市公共事業評価監視委員会 出席者名簿